

別添

技術等資料（総合評価）提出依頼書

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

加点を持って入札に参加する意思がある場合に限り、下記要領に従って「(1) 企業の技術力（第3号様式）」、「(2) 配置予定技術者の能力（第4号様式）」、「(3) 地域精通度（第5号様式）」及び「(4) 従業員への賃金引上げ計画の表明書（第6号様式）」を作成の上、提出すること。

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和6年度静岡刑務所職員宿舎改修（機械設備）工事
- (2) 工事場所 静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1
- (3) 工事内容、工期等

入札説明書4による。

2 技術等資料の内容

添付する技術等資料の内容は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1)企業の技術力 (第3号様式)	ア 平成21年度以降における施工実績を1件記載すること。 (注1) ア) 施工実績の発注者が国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）又は特殊法人等の場合 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、同センターが発行する「登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書）」及び「竣工時工事カルテ」を添付すること。また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。 加えて、同工事の概要が把握できる特記仕様書及び平面図等（構造がS造の場合は、建築基準法施行令第1条

	<p>第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できるもの。)の写しを添付すること。ただし、法務省発注工事の施工実績を提出する場合は、特記仕様書の写しのみを添付すれば足りる。</p> <p>(イ) 施工実績の発注者が上記(ア)以外の場合 同工事の契約書、工事概要が把握できる特記仕様書及び平面図等（構造がS造の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できるもの。）の各写しを添付すること。（注2）</p> <p>イ 工事成績欄は、法務省発注工事において、令和元年度以降に、元請として完成引渡しが完了した新営工事のうち、基礎工事の着手から完成まで（建築種別が新築又は増築の場合。建築種別が改修（模様替）又は耐震改修の場合は工事の着手から完成まで）施工した施工実績を全て記載すること。 工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 産業区分「建設」において、ISO9000シリーズ（又はJIS Q9000シリーズ）、ISO14000シリーズ（又はJIS Q14000シリーズ）の認証を取得している場合は、その取得証明書の写しを添付すること。</p>
<p>(2) 配置予定技術者の能力 (第4号様式)</p>	<p>ア 平成21年度以降における工事経験を1件記載すること。（注1） なお、主任（監理）技術者として従事した工事について評価するので、留意すること。</p> <p>(ア) 施工実績の発注者が国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）又は特殊法人等の場合 (1) ア(ア)による。 また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び配置予定技術者が基礎工事の着手から完成まで（建築種別が新築又は増築の場合。建築種別が改修（模様替）又は耐震改修の場合は工事の着手から完成まで）経験したことを証明できる資料（現場代理人等通知書の写し又は発注者による工事従事証明の写し。これによれ</p>

	<p>ないときは自社の代表者による工事従事証明の原本。)を添付すること。</p> <p>(イ) 施工実績の発注者が上記(ア)以外の場合</p> <p>(1)ア(イ)による。</p> <p>また、配置予定技術者が基礎工事の着手から完成まで(建築種別が新築又は増築の場合。建築種別が改修(模様替)又は耐震改修の場合は工事の着手から完成まで)経験したことを証明できる資料(CORINSの写しではなく、現場代理人等通知書の写し又は発注者による工事従事証明の写し。これによれないときは自社の代表者による工事従事証明の原本。)を添付すること。(注2)</p> <p>イ 工事成績欄は法務省発注工事において、令和元年度以降に、元請として完成引渡し完了した新営工事のうち、基礎工事の着手から完成まで(建築種別が新築又は増築の場合。建築種別が改修(模様替)又は耐震改修の場合は工事の着手から完成まで)主任(監理)技術者として施工した工事経験を全て記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>記載した工事で従事した役職を証明できる資料として、CORINSの「登録内容確認書(旧名称「竣工時工事カルテ受領書」)及び「竣工時工事カルテ」を添付すること。</p> <p>ウ 一級建築士又は建築設備士の資格を有する場合には、同資格を証する書面の写しを添付すること。</p> <p>エ 配置予定の技術者として複数の候補技術者を提出した場合には、候補者のうち評価が最も低い者で評価するので、留意すること。</p>
(3) 地域精通度 (第5号様式)	<p>ア 施工実績は、平成26年度以降に、管工事の元請として完成引渡し完了した新営工事(建築種別及び工事種目は、入札説明書9(2)イによる。以下同じ。)のうち、基礎工事の着手から完成まで(建築種別が新築又は増築の場合。建築種別が改修(模様替)又は耐震改修の場合は工事の着手から完成まで)施工した静岡県内における工事で、竣工時請負代金額が2,500万円以上の施工実績があれば1件記載すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>イ 上記(1)(第3号様式)において評価された施工実績は、</p>

	<p>重ねて評価しないので、他の施工実績を記載すること。</p> <p>ウ CORINSで発行される「登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書）」及び「竣工時工事カルテ」を添付すること。また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（竣工時請負代金額が確認できるもの）を添付すること。</p>
(4)従業員への賃金引上げ計画の表明書 (第6号様式)	<p>ア 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、第6号様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。</p> <p>イ 中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。</p>

注1 施工実績又は工事経験は、法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事で当該工事成績評定点が65点未満の工事を記載しないこと（評価対象としない）。

注2 上記(1)ア(イ)及び(2)ア(イ)の各資料には、以下の点を確認できる箇所にマーカー等で着色すること。

① 同種又は類似工事であることが確認できる箇所（発注者、工事名称、建物名称、用途、構造、1棟当たりの延べ面積、工事種目、基礎工事の着手から完成まで施工していること等）。

1棟の建物に複数の用途がある場合は、用途別の延べ面積が確認できる箇所。

建物の構造がS造の場合は、建築基準法施行令第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できる箇所。

② 配置予定技術者の資料については、基礎工事の着手から完成までの経験を有する者であることが確認できる箇所（工期、従事期間、従事期間の工事内容及び従事役職等）。

### 3 技術等資料の提出

入札説明書 8 (1) ア及びイによる。

### 4 技術的能力等の審査に関する事項

技術等審査における評価項目及び選定の着目点は次表のとおりとする。

評価項目	審査基準
(1)企業の技術力	<p>ア 平成21年度以降における同種又は類似工事の施工実績。 ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が元請としての同種又は類似工事の施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 令和元年度（注）以降の法務省発注工事における工事成績評定点の平均点。</p> <p>ウ 品質、環境マネジメントシステムの取組状況。</p>
(2)配置予定技術者の能力	<p>ア 平成21年度以降における同種又は類似工事の経験。 ただし、経常建設共同企業体にあつては、1者の主任（監理）技術者が、同種工事又は類似工事の経験を有していればよい。</p> <p>イ 令和元年度（注）以降の法務省発注工事における主任（監理）技術者としての工事成績評定点の平均点。</p> <p>ウ 一級建築士又は建築設備士の資格の有無。</p>
(3)地域精通度	<p>ア 平成26年度以降における静岡県内の施工実績。 ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が元請としての施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 工事場所と建設業法に基づく営業所の所在地との関係。</p>
(4)従業員への賃金引上げ計画の表明書	<p>ア 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】（第6-1号様式）</p> <p>イ 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度または令和6年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】（第6-2号様式）</p>

注 令和元年度以降に担当した法務省発注工事の評価に係る対象期間は、平成31

年4月1日から令和6年3月31日までの間とする。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準 入札説明書9による。
- (2) 総合評価の方法 入札説明書9(2)による。
- (3) 落札者の決定方法 入札説明書9(1)による。

6 技術等資料のヒアリング

入札説明書9(2)ウ(ア)による。